

令和 7 年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く) (確定)

令和8年6月1日 作成
仙台労働基準監督署

業 種 別	令和 4 年全期		令和 5 年全期		令和 6 年全期		令和 7 年全期		前年増減			
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	1529	5	1519	7	1458	3	1477	4	19	1.3%	1	33.3%
製 造 業	171	1	167	1	189		162		-27	-14.3%		
食 料 品 製 造 業	104		90		93		78		-15	-16.1%		
水産食料品製造業	21		18		14		10		-4	-28.6%		
その他	83		72		79		68		-11	-13.9%		
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造	1						1		1			
木材・木製品製造業	1		2		1				-1	-100.0%		
家具・装備品製造業	1				2		2					
パルプ・紙・紙加工品製造業	5		2		2		2					
印刷・製本業	2		5		8		1		-7	-87.5%		
化学工業	4		5		8		10		2	25.0%		
窯業土石製品製造業	8		9		12		6		-6	-50.0%		
鉄鋼業、非鉄金属製造業	1		1		4		4					
金属製品製造業	8		11		18		12		-6	-33.3%		
一般機械器具製造業	3		5		4		3		-1	-25.0%		
電気機械器具製造業	5		7	1	6		8		2	33.3%		
輸送用機械等製造業	4		4		6		5		-1	-16.7%		
造船業												
その他	4		4		6		5		-1	-16.7%		
電気・ガス・水道業	3		6		4		5		1	25.0%		
その他の製造業	21	1	20		21		25		4	19.0%		
鉱 業	3		5	1			1		1			
土石採取業	3		4	1			1		1			
その他			1									
建 設 業	165	1	160	1	147		140	2	-7	-4.8%	2	
土木工事業	30		36		29		34	1	5	17.2%	1	
建築工事業	102	1	98	1	92		86	1	-6	-6.5%	1	
鉄骨・鉄筋コン造家屋建築工事	43		32		22		30		8	36.4%		
木造家屋建築工事業	37		33		25		22	1	-3	-12.0%	1	
建築設備工事業	8		6		2		3		1	50.0%		
その他の建築工事業	14	1	27	1	43		31		-12	-27.9%		
その他の建設業	33		26		26		20		-6	-23.1%		
運輸交通業	249	2	263	1	247	1	274		27	10.9%	-1	-100.0%
鉄道・軌道・水運・航空業	6		4		4		10		6	150.0%		
道路旅客運送業	27		44		24	1	35		11	45.8%	-1	-100.0%
道路貨物運送業	213	2	213	1	218		228		10	4.6%		
その他の運輸交通業	3		2		1		1					
貨物取扱業	20		18		18		6		-12	-66.7%		
陸上貨物取扱業	13		15		15		4		-11	-73.3%		
港湾運送業	7		3		3		2		-1	-33.3%		
農 業	4		10		6		9		3	50.0%		
林 業	3		3		6				-6	-100.0%		
畜産・水産業	2		2		2		5		3	150.0%		
商 業	349		295		307		293		-14	-4.6%		
卸売業、小売業	300		260		273		245		-28	-10.3%		
その他	49		35		34		48		14	41.2%		
金融・広告業	16		22		17		17					
映画・演劇業	1		1		1				-1	-100.0%		
通 信 業	19		12		10		29		19	190.0%		
教育・研究業	36		30		24	1	22		-2	-8.3%	-1	-100.0%
保健衛生業	170		213		174		210		36	20.7%		
接客娯楽業	142		128	1	140		130		-10	-7.1%		
旅館業	24		22	1	27		29		2	7.4%		
ゴルフ場	9		4		14		9		-5	-35.7%		
その他	109		102		99		92		-7	-7.1%		
清掃・と畜業	105		96		86		88	1	2	2.3%	1	
ビルメンテナンス業	66		61		51		52		1	2.0%		
廃棄物処理業	35		27		22		34	1	12	54.5%	1	
その他	4		8		13		2		-11	-84.6%		
官公署	1		2		1		1					
その他の事業	73	1	92	2	83	1	90	1	7	8.4%		
警備業	32		38		26	1	34	1	8	30.8%		
その他	41	1	54	2	57		56		-1	-1.8%		

陸上貨物運送業	226	2	228	1	233		232			-1	-0.4%		
第三次産業	912	1	891	3	843	2	880	2		37	4.4%		
小売業	246		218		237		202			-35	-14.8%		
飲食店	94		88		84		81			-3	-3.6%		
社会福祉施設	127		152		139		153			14	10.1%		

1. 死傷件数は令和7年に発生した災害について令和8年4月7日までに確認できた労働者死傷病報告（休業4日以上）により計上しています。
2. 死亡件数については、令和8年3月31日までに業務上災害として認定したものを計上しております。
3. 陸上貨物運送業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。
4. 第三次産業は、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業の合計です。

令和 7 年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く) (確定)

	令和7年	令和6年	令和7年と令和6年 との比較	
			増減数	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	2,453人 (6 人)	2,420人 (11 人)	33人	1.4%
仙台署	1,477人 (4 人)	1,458人 (3 人)	19人	1.3%
石巻署	335人 (1 人)	347人 (4 人)	-12人	-3.5%
古川署	312人 (1 人)	286人 (1 人)	26人	9.1%
大河原署	176人 (0 人)	166人 (0 人)	10人	6.0%
瀬峰署	153人 (0 人)	163人 (3 人)	-10人	-6.1%

○ 年別の労働災害発生状況(1月～12月)

発 生 年	令和6年	令和5年	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	2420人 (11人)	2543人 (19人)	-4.8%

令和 8 年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く)

令和8年7月8日 作成

仙台労働基準監督署

年 別 業 種 別	令和 5 年全期		令和 6 年全期		令和 7 年全期 (速報値)		令和 7 年 1月～6月		令和 8 年 1月～6月		前年同月増減			
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷 増減数	死傷 増減率	死亡 増減数	死亡 増減率
全産業	1519	7	1458	3	1477	4	600	3	571	4	-29	-4. 8%	1	33. 3%
製 造 業	167	1	189		162		61		70	1	9	14. 8%	1	
食 料 品 製 造 業	90		93		78		31		25		-6	-19. 4%		
水産食料品製造業	18		14		10		7		5		-2	-28. 6%		
その他	72		79		68		24		20		-4	-16. 7%		
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造					1		1				-1	-100. 0%		
木材・木製品製造業	2		1						1		1			
家具・装備品製造業			2		2		1				-1	-100. 0%		
パルプ・紙・紙加工品製造業	2		2		2		1		3		2	200. 0%		
印刷・製本業	5		8		1				2		2			
化学工業	5		8		10		3		6		3	100. 0%		
窯業土石製品製造業	9		12		6		4		4					
鉄鋼業、非鉄金属製造業	1		4		4		2		4		2	100. 0%		
金属製品製造業	11		18		12		3		4		1	33. 3%		
一般機械器具製造業	5		4		3				5		5			
電気機械器具製造業	7	1	6		8		2		2					
輸送用機械等製造業	4		6		5		1		1					
造船業														
その他	4		6		5		1		1					
電気・ガス・水道業	6		4		5		2				-2	-100. 0%		
その他の製造業	20		21		25		10		13	1	3	30. 0%	1	
鉱 業	5	1			1		1				-1	-100. 0%		
土石採取業	4	1			1		1				-1	-100. 0%		
その他	1													
建 設 業	160	1	147		140	2	55	1	51	1	-4	-7. 3%		
土木工事業	36		29		34	1	11		17	1	6	54. 5%	1	
建築工事業	98	1	92		86	1	26	1	21		-5	-19. 2%	-1	-100. 0%
鉄骨・鉄筋コン造家屋建築工事	32		22		30		13		5		-8	-61. 5%		
木造家屋建築工事業	33		25		22	1	8	1	4		-4	-50. 0%	-1	-100. 0%
建築設備工事業	6		2		3		1		2		1	100. 0%		
その他の建築工事業	27	1	43		31		4		10		6	150. 0%		
その他の建設業	26		26		20		18		13		-5	-27. 8%		
運輸交通業	263	1	247	1	274		127		109		-18	-14. 2%		
鉄道・軌道・水運・航空業	4		4		10		4		2		-2	-50. 0%		
道路旅客運送業	44		24	1	35		17		9		-8	-47. 1%		
道路貨物運送業	213	1	218		228		106		97		-9	-8. 5%		
その他の運輸交通業	2		1		1				1		1			
貨物取扱業	18		18		6		2		4		2	100. 0%		
陸上貨物取扱業	15		15		4		1		1					
港湾運送業	3		3		2		1		3		2	200. 0%		
農 業	10		6		9		5		3		-2	-40. 0%		
林 業	3		6						1		1			
畜産・水産業	2		2		5		1		2		1	100. 0%		
商 業	295		307		293		113		127		14	12. 4%		
卸売業、小売業	260		273		245		94		102		8	8. 5%		
その他	35		34		48		19		25		6	31. 6%		
金融・広告業	22		17		17		6		7		1	16. 7%		
映画・演劇業	1		1						2		2			
通 信 業	12		10		29		12		7		-5	-41. 7%		
教育・研究業	30		24	1	22		11		8		-3	-27. 3%		
保健衛生業	213		174		210		75		56	1	-19	-25. 3%	1	
接客娯楽業	128	1	140		130		48		56		8	16. 7%		
旅館業	22	1	27		29		12		15		3	25. 0%		
ゴルフ場	4		14		9		4				-4	-100. 0%		
その他	102		99		92		32		41		9	28. 1%		
清掃・と畜業	96		86		88	1	39	1	39				-1	-100. 0%
ビルメンテナンス業	61		51		52		20		19		-1	-5. 0%		
廃棄物処理業	27		22		34	1	18	1	18				-1	-100. 0%
その他	8		13		2		1		2		1	100. 0%		
官公署	2		1		1		1				-1	-100. 0%		
その他の事業	92	2	83	1	90	1	43	1	29	1	-14	-32. 6%		
警備業	38		26	1	34	1	19	1	10	1	-9	-47. 4%		
その他	54	2	57		56		24		19		-5	-20. 8%		

陸上貨物運送業	228	1	233		232		107		98		-9	-8. 4%		
第三次産業	891	3	843	2	880	2	348	2	331	2	-17	-4. 9%		
小売業	218		237		202		77		77					
飲食店	88		84		81		30		36		6	20. 0%		
社会福祉施設	152		139		153		60		40	1	-20	-33. 3%	1	

1. 死傷件数は令和8年6月末日までに発生した災害について令和8年7月7日までに確認できた労働者死傷病報告（休業4日以上）により計上しています。
2. 死亡件数については、前月末までに把握したもの（速報）により計上しております。
3. 陸上貨物運送業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。
4. 第三次産業は、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業の合計です。

宮城労働局管内の監督署別労働災害発生状況(1月～6月)
(新型コロナウイルス感染症を除く)

令和8年6月末現在

	令和8年	令和7年 同期	令和8年と令和7年 との比較	
			増減数	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	973人 (5 人)	1,035人 (4 人)	-62人	-6.0%
仙台署	571人 (4 人)	600人 (3 人)	-29人	-4.8%
石巻署	133人 (0 人)	141人 (1 人)	-8人	-5.7%
古川署	120人 (1 人)	129人 (0 人)	-9人	-7.0%
大河原署	83人 (0 人)	93人 (0 人)	-10人	-10.8%
瀬峰署	66人 (0 人)	72人 (0 人)	-6人	-8.3%

○ 年別の労働災害発生状況(1月～12月)※令和7年は速報値

発 生 年	令和7年	令和6年	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	2453人 (6人)	2420人 (11人)	1.4%

令和7年 宮城県内における死亡災害発生の概要

番号	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
1	その他の水産業 (7.2.9)	1～9人	おぼれ	被災者は海苔養殖作業を行うため船着き場まで移動した。船が稼働しないため船着き場へ確認に向かったところ、舳が解かれてエンジンがかかった状態の船が漂っており、被災者が水面にうつ伏せの状態で見失っていた。
	1月	10時台	その他の乗物	
2	警備業 (17.2.1)	100～199人	交通事故 (道路)	県道において、道路工事の片側交通規制に伴う一般車両の交通誘導をしていたところ、直進してきた軽自動車に激突され、全身を強く打ち死亡した。
	3月	10時台	乗用車、バス、バイク	
3	産業廃棄物処理業 (15.1.2)	10～49人	はさまれ、巻き込まれ	建設廃材の破砕等を行う施設内において、始業前点検（機械を空運転）をしていたところ、ベルトコンベアのプーリー部分に腕を巻き込まれた。
	4月	13時台	コンベア	
4	木造家屋建築工事業 (3.2.2)	1～9人	2メートル以上からの墜落・転落	平屋住宅のトタン屋根の塗装工事現場において、高さ約3mある屋根の上で、刷毛で屋根の付け根箇所を塗っていたところ、屋根下のコンクリート面に墜落し死亡した。
	6月	14時台	屋根、はり、もや、けた、合掌	
5	上下水道工事業 (3.1.10)	1～9人	有害物等との接触	下水道工事現場において、立坑内（深さ約17m）の梯子を上り、排水ポンプから接続されたホースの詰まり具合を確認していたところ、梯子から墜落し死亡した。立坑内では発電機を稼働させており、一酸化炭素が発生していた。
	7月	12時台	その他の危険物、有害物等	
6	木材伐出業 (6.2.1)	1～9人	2メートル以上からの墜落・転落	同僚が被災者を待っていたが、被災者が現れず、連絡もつかないため作業道を探しにいったところ、フォワーダと被災者がスイッチバックの転換所の端から約40m崖下に転落していた。
	9月	14時台	走行集材機械	

令和8年 宮城県内における死亡災害発生の概要

令和8年7月8日 現在速報

番号	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
1	一般貨物自動車 運送業 (4.3.1)	10～49人	交通事故 (道路)	トラッククレーンに荷を積載し市道を走行中、凍結路面でスリップして歩道に乗り上げ横転した。事故処理をしていた被災者に、スリップした後続車（トラック）が激突した。
	1月	4時台	トラック	
2	自動車整備業 (1.17.1)	50～99人	交通事故 (道路)	キャリアカー（車輛運搬車）に車輛を積載し東北自動車道下り線を走行中、前方に停止していた大型トラックに追突した。
	1月	7時台	トラック	
3	その他の土木工 事業 (3.1.99)	1～9人	交通事故 (道路)	高速道路路肩規制の立て看板の撤去作業を終え、作業場所の後方を警戒するために停止させていた規制車に乗り込む際に、中型トラックが規制車に衝突した。
	4月	16時台	トラック	
4	警備業 (17.2.1)	100～199人	交通事故 (道路)	道路工事現場において、道路上を走行していた中型トラックが当該現場に突入し、交通誘導していた誘導員に激突した。
	5月	2時台	トラック	
5	社会福祉施設 (13.2.1)	10～49人	はさまれ、 巻き込まれ	農業用トラクターを運転し、田んぼの代掻き作業を行っていたが、負傷し田んぼの中で倒れているところを発見された。
	5月	14時台	乗用型 トラクター	

(注)速報をとりまとめたものであり、今後、修正・削除される可能性がある。

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

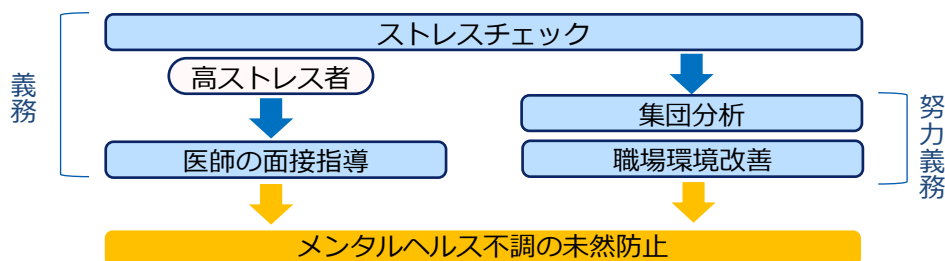
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

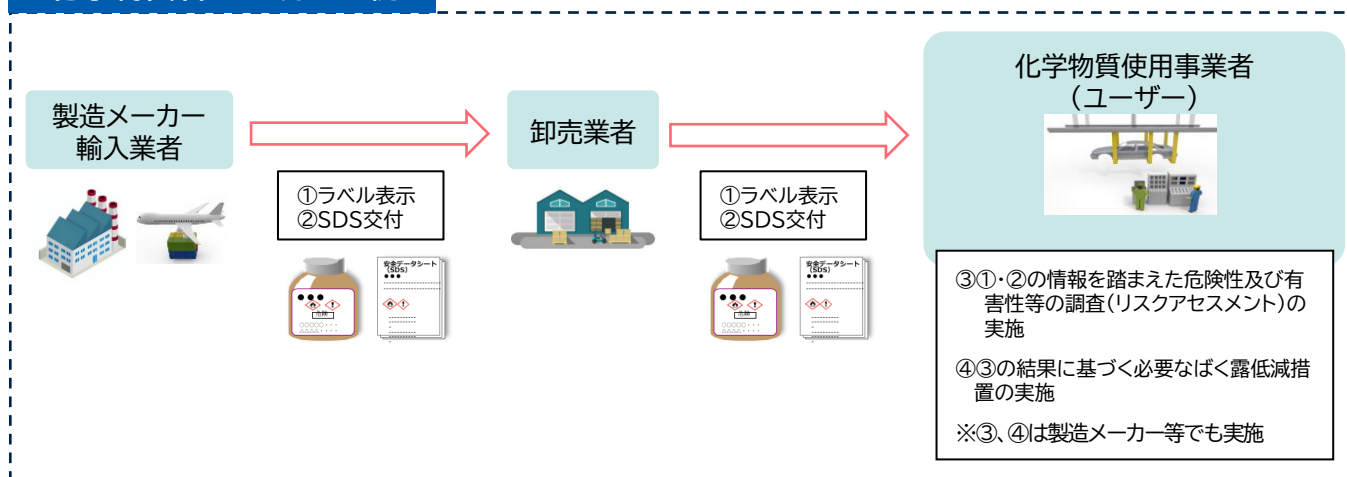


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2)営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3)個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

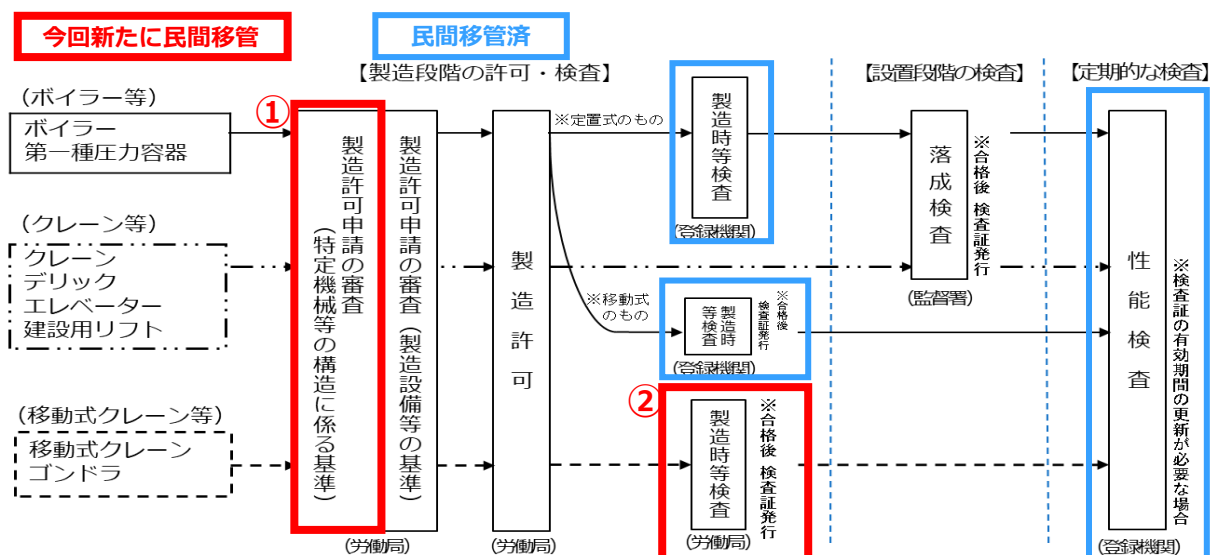
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



公共発注者の皆様へ

公共工事の発注者として 「安全衛生経費」の確保を！

●公共工事の発注において、工事の品質や納期だけでなく、現場で働く人々の安全確保も非常に重要です。特に地方公共団体として、地域社会の安全を守る責任があり、「安全衛生経費」の適正な確保に向けた取組が必要です。



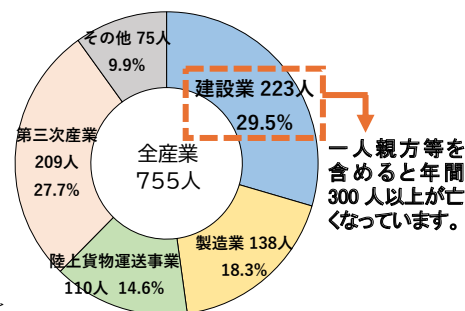
労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023年には建設業での死亡事故が223件となっています※1。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日閣議決定)」等※2において、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求めています。

※1 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

※2 品確法基本方針(R6.12.13 閣議決定)や建設業法令遵守ガイドラインでも、発注者に適切な取組を求めています。

【業種別死亡災害発生状況(2023年)】



安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

・仮設設備の費用

(足場や転落防止ネットの設置)

・保護具の費用

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具(銅ベルト型)
- ③墜落制止用器具(フルハーネス型)
- ④保護眼鏡
- ⑤保護手袋
- ⑥安全靴
- ⑦安全チョッキ
- ⑧防塵・防毒マスク
- ⑨防塵フィルター
- ⑩耳栓

・労働者への安全衛生教育費用

- ①雇い入れ時教育
- ②送り出し教育の受講
- ③新規入場者教育の受講
- ④安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥朝礼・KY 活動・一斉清掃等
- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑩酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑪高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m 未満)
- ⑫職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑬フォークリフト運転技能講習
- ⑭玉掛け技能講習



安全衛生経費を含めた適正な予定価格の設定

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の中で、予定価格を設定する際に、安全衛生経費など実際の施工に要する通常妥当な経費を適切に積算する重要性が示されています。安全対策を徹底するためにも、適正な予定価格の設定をお願いします。



安全衛生経費を確保する必要性

- 工事の安全性向上** 適切な安全対策が講じられ、労働災害のリスクを大幅に減らすことができます。
- 工事の品質向上** 安全が確保された現場では、作業の中断がなく、高品質な構造物を造ることができます。
- 地域住民への信頼** 安全な現場を提供することで、地域社会からの信頼を高めることができます。
- 法令遵守の徹底** 入契法適正化指針等に基づく地方公共団体としての責任を果たすことができます。



公共発注者に求められる役割

現場での適正な運用の徹底に向けて、公共発注者としても、以下の点に注意して推進を図ることが大切です。

- 安全衛生経費の適切な積算** 予定価格を設定する際は、安全衛生対策が実施できるようにするため、安全衛生経費を適切に積算しましょう。低価格入札の場合は、安全衛生経費が確保できているか確認をお願いします。
- 確認表・標準見積書の推奨** 発注先の元請に対し、下請との契約で「安全衛生対策項目の確認表」と「安全衛生経費を内訳明示した見積書」を活用するよう推奨しましょう。
- 安全衛生経費の周知** 地域の建設事業者に対し、安全衛生経費の重要性について広く周知し、工事関係者の意識向上を図りましょう。



詳細は以下ホームページでご覧下さい

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



国土交通省



厚生労働省

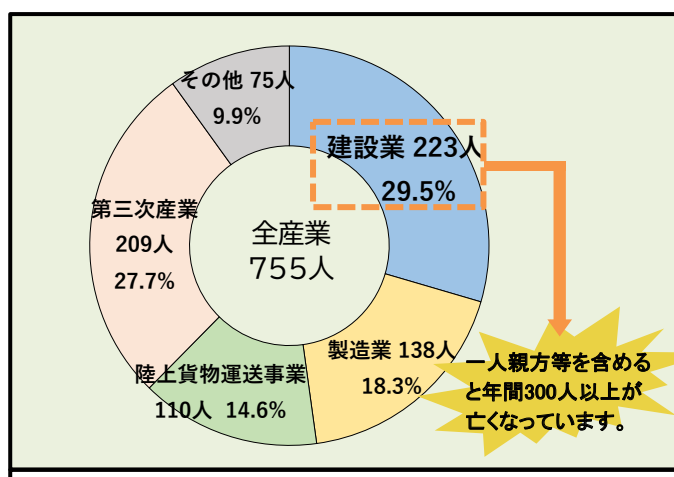
安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

- 建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、墜落災害をはじめとして、2023年には年間223件の死亡災害が発生しております。また、一人親方等の死亡災害は年間80件となっています※。

※ 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」「令和5年建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」

- 労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が負担しなければならない安全管理に必要な費用です。建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるもので、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

業種別死亡災害発生状況



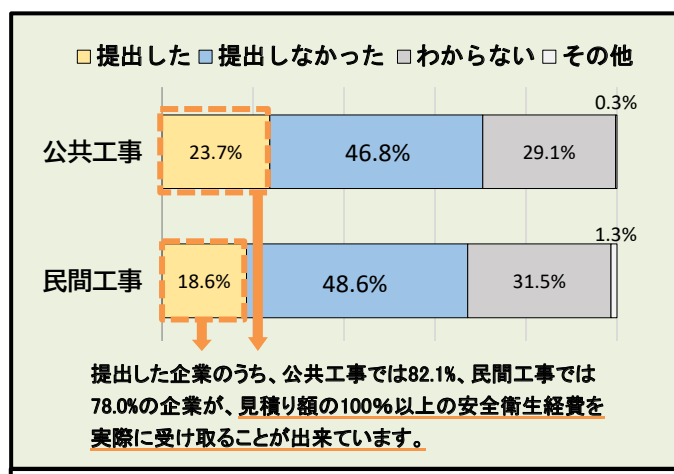
建設業における死亡災害は、全産業の約3割を占めています



出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」(2024年)

一人親方等を含めると年間300人以上が亡くなっています。

注文者に対する「安全衛生経費を内訳明示した見積書」の提出状況



安全衛生経費は必要経費です。受け取れない場合は法律に違反するおそれがあります。



出典:国土交通省「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」(2024年)



労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。



次の場合、建設業法に違反するおそれがあります

CASE01 元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与した保護具などの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

建設業法第19条に違反

CASE02 元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

CASE03 元請負人が、下請負人(一人親方含む)と請負契約を締結する際、口頭のみで契約した場合や、法定の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合

建設業法第19条第1項に違反



安全衛生対策項目の確認表と標準見積書のご紹介

元下間における適切な安全衛生経費の確保を図るため、国土交通省と業界団体が連携して各種ツールを作成しています。

安全衛生対策項目の確認表（参考ひな型）

労働安全衛生法等に基づき、建設工事に必要な「安全衛生対策項目」をまとめた表です。元下間、下下間における「対策の実施分担」や「費用負担」を明確にすることができます。必ず作成し、安全対策の分担チェックや安全衛生経費の適切な支払いにつなげましょう。

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担		整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請			注文者	下請	注文者	下請
安全管理 衛生 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	工事現場管理					健康 職場環境 保持 の 進 め 方 の 成 果 の 成 果 の 成 果	作業環境の測定				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施						測定機器の用意				
	固定式足場の組立と解体	○		○			測定環境の設定				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体						作業環境の構築				
	作業構台・吊り構台の組立と解体	○		○			換気設備				
	昇降設備の設置と撤去						空調設備、空気清浄設備				
	土留め支保工の組立と解体						照明器具				
	保護具の着用		○		○		電気設備				
	墜落等による危険の防止						給排水設備				
	手摺、幅木等						仮眠設備				
	開口部養生						設（トイレ、洗面所等）				
	落下防護ネット・小幡ネット						時対応				
	ロープ高所作業における危険の防止					その他	その他の疾病・衛生対策				
	飛来崩壊災害による危険の防止						安全意識、注意喚起				
	揚重用吊具						交通規制に要する対策				
	警報設備						公衆災害に要する対策（仮囲い等）				
	避難用設備						追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	注文者	下請	注文者	下請
	火災防止										
	危険物の対処（立入禁止措置）										

チェック欄に○を付けて、安全対策に係る注文者と下請の役割（実施分担・費用負担）を明確化

詳しくは 国交省HPをご覧ください。



安全衛生経費を内訳明示した見積書（型枠）

安全衛生対策を適切に実施するための「安全衛生経費」を、下請から元請に提出する見積書に内訳として明示したものです。各専門工事業団体が工種の特性を踏まえた見積書を作成しています。

〇〇建設株式会社 御中

下記の通りお見積申し上げます。

工事名称

施工費 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

法定福利費 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

合計 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇 (税込)

施工場所

特記事項

御見積書

提出期限

納期工期 RC造病院

現場質疑 地上7階建てRC造

工事番号 搬出入は8人、ユニット車以上

項目番号 階段1・EV1、基礎H2450

業者コード

会社名 〇〇型枠工業(株)

住所

電話番号

FAX番号

名 称	仕 様	単 位	員 数	単 価	金 額	単 価	金 額	備 考
a. 労務費								
	計 (a)	m						
b. 材料費								
c. 型枠運搬費								
	計 (a+b+c)	m						
d. 一般管理費		%						
e. 安全衛生経費		%						
	計 (a+b+c+d+e)	m						
	消費 税	10%						
A. 施工費計								
法定福利費	※雇用主負担率	%	m					
	※当工事従事者加入率	100.0%						
	消費 税	10%						
B. 法定福利費計								
合計 (A+B)								

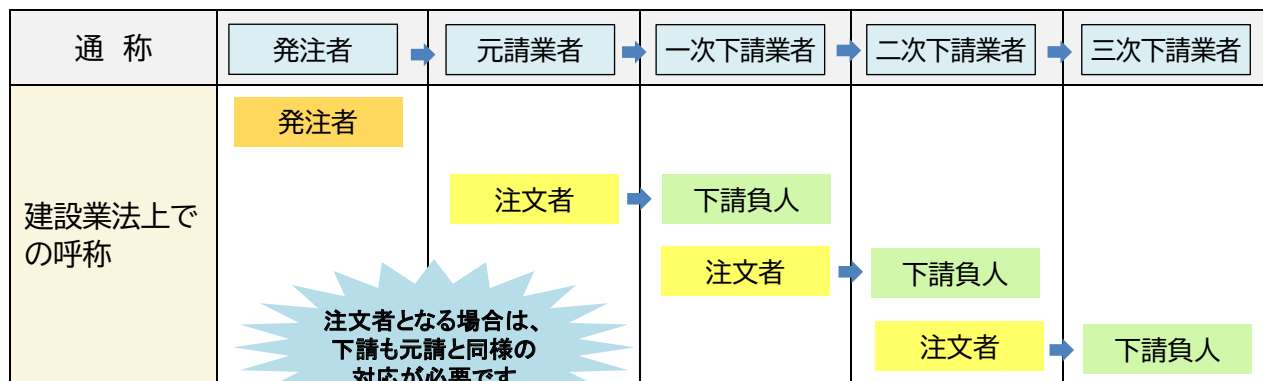
詳しくは 国交省HPをご覧ください。





関係請負人においても同様の対応が必要です

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合は、同様の対応が必要です。



国土交通省の取り組み

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は、下記のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html



◆ お問い合わせ先 ◆

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号 03(5253)8111(内線24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111(内線5486)



国土交通省



厚生労働省

職場における

熱中症防止のための ガイドラインを参考に

熱中症を効果的に防止しましょう!

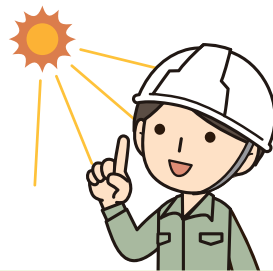
～職場での熱中症防止対策のポイント～



気温が急激に上昇する時期は、
熱中症の発生リスクが高くなる傾向があります。
本格的に暑くなる前から準備しましょう。

早めの対策を!

～職場での熱中症防止対策のポイント～



事業者の皆さんは、

- ① **「設備、体制の整備」**を参考に準備を行った上で、
- ② **「熱中症リスクの把握」**で熱中症によるリスクを把握・評価し、
- ③ **「熱中症リスクに応じた措置」**にある熱中症防止のための具体的な方法を、業種・業態に応じて選択し実施することにより、職場における熱中症を防止しましょう。

ガイドライン の ポイント

（体制整備、必要な設備の整備を行いましょ！

- ▶ 体調不良時の報告体制、重篤化防止措置の手順を整備し、周知しましょう。
- ▶ WBGT 指数計や、休憩所等の整備を行いましょ。

（熱中症リスクを適切に把握しましょ！

- ▶ WBGT 値を把握し、着衣補正を行い、身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値と比較しましょ。
- ▶ WBGT 基準値よりも高い場合は熱中症予防対策を実施しましょ。

（リスクに応じた対策を検討しましょ！

対策例

- ▶ 作業場所の WBGT 値の低減、風通しの良い衣服の採用。
- ▶ 作業負荷の軽減、休憩の取得。
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取。
- ▶ 暑熱順化、健康状態の確認。



（教育研修を行いましょ！

- ▶ 管理者、職長、作業者等、立場に応じた教育研修を実施しましょ。



体制整備、必要な設備の整備

(1) 体制整備

- 組織として、熱中症を予防するための体制を整備しましょう。
- 衛生委員会等を活用し、対策を労使で話し合いましょう。
- 体調が悪くなったときに誰に報告するかを決め、作業者に周知しましょう。
- 体調が悪くなったときにどのような行動を取るのかを決め、作業者に周知しましょう。
- 作業手順、作業計画を策定しましょう。

(2) 必要な設備の整備

- 暑くなる前に、以下の準備をしておきましょう。
 - ✓ WBGT 指数計の準備
 - ✓ 有効な休憩所の整備
 - ✓ 通気性の良い服や、ファン付き作業服等の準備
 - ✓ 水分・塩分を摂取するための準備



～ 熱中症防止対策は、事業者の義務です～

以下の **体制整備** **手順作成** **関係者への周知** については、労働安全衛生規則の改正に伴い、罰則付きで義務化されています。
確実に実施するようご留意ください。

- ★ 熱中症の自覚症状のある作業員や、熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための**体制整備及び関係作業員への周知。**
- ★ 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等**熱中症の重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知。**



熱中症リスクの把握・評価

熱中症が発症する要因

熱中症が発症する要因には、次のようなものがあります。

- ① 高温・多湿・日射（輻射熱）の強い作業環境
- ② 身体負荷の大きい作業や運動
- ③ 通気性や透湿性の低い衣服や保護具

熱中症を有効に防止するためには、
熱中症のリスクを把握し、評価することが重要です。



WBGT値の把握

- ✓ 熱中症リスクを把握し、有効な対策をするために、WBGT値を測定しましょう。
- ✓ WBGT値の測定には、JIS B7922:2023 に適合した黒球付きの機器を用いて測定することが基本です。
- ✓ いろいろな作業場所で測定し、どこが暑いか把握しておきましょう。
- ✓ 測定したWBGT値に、衣服による補正を行った上で、作業強度と暑熱順化に応じた基準値と照らし合わせましょう。
- ✓ 基準値を超えているときは、「何らかの熱中症防止対策」が必要です。
- ✓ 高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ方に対しては、作業時間の短縮等も検討しましょう。

WBGT指数計▶



【身体作業強度等に応じた WBGT 基準値】

区 分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化あり	暑熱順化なし
安静	安静、楽な座位	33℃	32℃
低代謝率	・ 軽い手作業（書く、タイピング等） ・ 腕及び脚の作業 など ・ 手及び腕の作業	30℃	29℃
中程度代謝率	・ 継続的な手及び腕の作業〔くぎ（釘）打ち、盛土〕 ・ 腕及び脚の作業、腕と胴体の作業 など	28℃	26℃
高代謝率	・ 強度の腕及び胴体の作業 ・ ショベル作業、ハンマー作業 ・ 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする など	26℃	23℃
極高代謝率	・ 最大速度の速さでのとても激しい活動 ・ 激しくシャベルを使ったり掘ったりする など	25℃	20℃



熱中症リスクに応じた措置

(1) 作業環境管理

暑熱環境の改善

以下のような方法で WBGT 値を下げ、暑熱環境の改善を検討しましょう。

- ✓ 発熱体と作業者の間に遮蔽物を設ける。
- ✓ 日光や照り返しを防ぐ屋根を設ける。
- ✓ 作業場所に通風、冷房、ミストシャワー等を設ける。



休憩場所の整備

暑くなった体を冷やし、休むことが出来る休憩所を整備しましょう。
休憩所は体調不良、熱中症になってしまった場合にも必要です。
休憩所を整備する際は、可能な範囲で下記に留意してください。

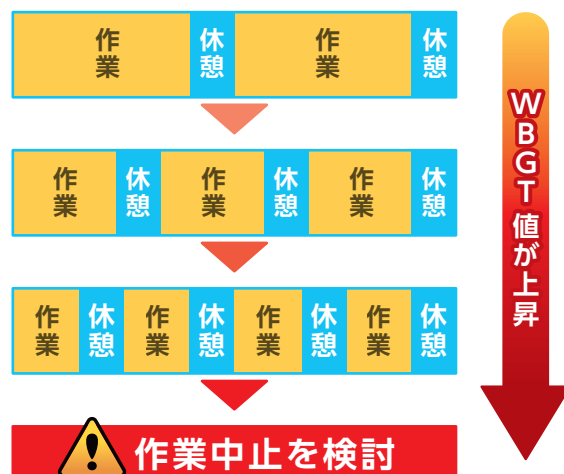
- ✓ 可能な限り作業場所の近くに設けましょう。
- ✓ 体を冷やすことができる冷房を設けましょう。
(難しい場合はミスト付き扇風機等を活用しましょう)
- ✓ 足を伸ばして横になれるスペースを作りましょう。
- ✓ 冷蔵庫やウォーターサーバー等、水分・塩分を摂取できる設備を設けましょう。
- ✓ 本格的な休憩所の設置が難しい場合でも、日傘、日よけテント等で日陰を作り、風通しを良くするだけでもある程度の効果はあります。



(2) 作業管理

暑さに応じた休憩サイクルの設定

- ✓ WBGT 基準値からの超過度合いによって、休憩回数の増加や休憩時間の延長を検討しましょう。
- ✓ WBGT 基準値から大幅に超過している場合は、軽い作業への変更や、作業中止を検討しましょう。
- ✓ 暑さのピーク時間帯の作業中止や、早朝・夜間などへのシフト変更も可能な範囲で検討しましょう。



3

熱中症リスクに応じた措置

通気性・透湿性の良い衣服の選択

- ✓ 可能な範囲で通気性・透湿性の良い(熱がこもりにくい)衣服を選択しましょう。
- ✓ 保護服や保護具を着用する必要があるときは、保護性能と通気性・透湿性のバランスを考慮して選択しましょう。
- ✓ ファン付き作業服、クールベスト等、身体を冷却する機能を持つ服を着用することは一定の効果があります。
(ただし過信は禁物ですので、他の対策と組み合わせましょう。)



ファン付作業服



クールベスト
(保冷剤式)



クールベスト
(冷水循環式)

水分・塩分の定期的な摂取

- ✓ 熱中症を防ぐためには、「定期的に水分・塩分を摂取すること」が必要です。
- ✓ 水分だけ、塩分だけでは不十分です。
- ✓ のどが渇いてから、のどを潤す程度では足りません。
- ✓ 定期的に、意識的に摂取するよう心がけましょう。



水分・塩分を摂取する際の目安

- 0.1 ~ 0.2% の食塩を含む飲料
- ナトリウムを 40 ~ 80 mg/100mL 含むスポーツドリンク
これらを 20 ~ 30 分ごとにコップ 1 ~ 2 杯程度

※経口補水液は塩分濃度が高いため、「定期的な摂取用」には向きません。

※塩分、糖分の摂取が制限されるなど基礎疾患を有する方については、主治医、産業医に相談しましょう。



作業開始前・休憩時のプレクーリング

- ✓ 活動前に身体冷却を行う「プレクーリング」を行うと、体温上昇が抑えられ、作業時間を延長することが期待できます。
- ✓ 手足の浸水や、送風スプレーなどの方法が有効です。
(併用するとさらに効果があります)
- ✓ 身体の内部から冷やせる「アイススラリー」の摂取も有効です。



プレクーリングイメージ

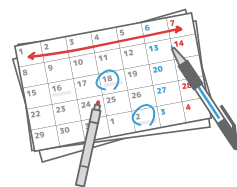
★ 計画的な暑熱順化

✔ あらかじめ暑さに慣れることによって、熱中症に強い体を作ることができます。

- ▶ 皮膚血管拡張反応、発汗反応が促進され、体温を下げる働きが強化されます。
- ▶ 汗に含まれる塩分濃度が低くなり、汗をかいても塩分損失がゆるやかになります。

✔ 暑くなる前、暑熱作業に入る前に計画的に暑熱順化を得ることが重要です。

- ▶ 暑熱順化を獲得するには、最低でも1週間はかかります。
- ▶ 数日間暑熱環境から遠ざかると、暑熱順化が薄れてしまうので、お盆明けなどの長期休暇明けは要注意です。



★ 有効な休憩所の整備

✔ 熱中症を防ぐためには、「体を休め、冷やすことが出来る」休憩所が必要です。

- ▶ 休憩所がないと、せっかく休憩を取ってもその効果は減ってしまいます。
- ▶ 熱中症になってしまったときの一時的な待機所としても有効です。

✔ 冷房や冷蔵庫を備えた、横になるスペースのある休憩所が理想です。

✔ 本格的な休憩所の設置が難しい場合も、工夫次第で有効な休憩所を作ることができます。

- ▶ 屋根やテントで日差しをさえぎる。
- ▶ ミスト付き扇風機で温度を下げる。
- ▶ ベンチを置いて横になれるようにする。
- ▶ 冷房の効いたワゴン車の荷室部分を休憩場所にする。



✔ 可能な範囲で休憩所の設置を検討し、作業者に周知してください。



★ 健康管理

✔ いくつかの疾病(既往症)*は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。

※糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患等。

- ▶ 健康診断等で異常所見があると診断された場合には、医師の意見に基づき適切な措置を行いましょう。

✔ 体調不良*によって熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。

※風邪、発熱、下痢、嘔吐、飲酒、二日酔い、朝食抜き、睡眠不足等。

- ▶ 朝礼時や巡視時、休憩時等に作業者の健康状態を確認しましょう。
- ▶ 作業から申し出やすい環境、無理をさせない環境づくりが重要です。





③ 熱中症リスクに応じた措置

★ 職場巡視

✓ 職場巡視を行い、下記について確認しましょう。

- ▶ 体調不良者が出ていないか
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取ができているか
- ▶ 休憩は十分に取れているか
- ▶ WBGT 値に応じた対応が出来ているか



★ 救急体制

- ✓ 熱中症の疑いがある者が出た場合は、無理をさせずに涼しいところで横にして、水分・塩分を摂取させてください。
- ✓ 体調が悪くなった人を一人にはしないようにしてください。体調が急変する場合があります。
- ✓ II 度以上の症状（頭痛、吐き気、嘔吐、意識障害、高体温）が生じたら、躊躇なく救急車を呼びましょう。
- ✓ 救急車が来るまでの間、体温を下げるための努力をしましょう。
- ✓ 熱中症は対応を誤ると取り返しがつかないことになりかねません。勇気を持った行動で自分や同僚を守りましょう。



★ 教育研修

- ✓ 熱中症を防止するためには、熱中症に対する知識を付けることが重要です。
- ✓ 日頃から熱中症に対する情報を取り入れるように心がけるとともに、教育研修を実施しましょう。
- ✓ ガイドラインでは、立場に応じた 3 種類の研修の実施（受講）が推奨されています。
 - ▶ 熱中症予防管理者向け：225 分
(衛生管理者、安全衛生推進者も受講することが望ましいとされています)
 - ▶ 職長向け：60 分
 - ▶ 作業従事者向け：短時間で繰り返す



これらの対策にしっかり取り組むことで、
熱中症を予防し、安全に効率良く業務を遂行できます!





熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

—— キャンペーン期間 ——



準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

服装

準備期間に検討した服装を着用

作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行
させる等を考慮）

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること

健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認

作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導

異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

工事を発注される方 トラックを利用する発荷主・着荷主の方
貸切バスを発注される方へ

もっと！ はたらきかた ススめ！

Promote
Work Style
Reforms!

建設業従事者、
トラックドライバー、
バス運転者にも、

2024年4月から時間外労働の
上限規制が適用されています。

皆さまで力を合わせて、
働き方改革に取り組みましょう！

働き方改革
コンダクター

玉木 宏

建設業従事者



週休2日を確保可能な
適正な工期・代金による
工事の受発注をお願いします。



トラックドライバー

荷待ち・荷役等時間の短縮に向けた
取組をお願いします。適正な運賃・料金の
収受に向けた話し合いをお願いします。



バス運転者

行程やダイヤについて
話し合いをお願いします。



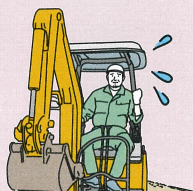


今、
始めよう!

発注者・荷主の皆さまに 取り組んでいただきたいこと

建設業従事者について

工期が短いと、
週休2日を
確保できない…

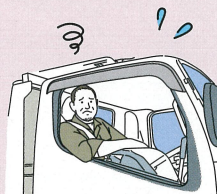


工事の受注・発注に当たっては、
週休2日を確保可能な
適正な工期の設定を。

工事の受注・発注に
当たっては、適切な金額
での契約を心がけましょう。

トラックドライバーについて

長時間の
荷待ちや
荷役作業が
負担…



荷待ち・荷役等時間短縮のため、
適切な日時指定、予約システム
の導入など効率化の工夫を。

「標準的運賃」を参考に、
運賃や荷待ち、荷役作業の
料金の見直しをしましょう。

バス運転者について

運行スケジュール
によっては、
休憩や休息が
とれない…



貸切バスや送迎バス、
コミュニティバスの発注の際は、
改善基準告示に沿った
運行ができるよう
行程やダイヤについて
バス事業者とよく話し合いを。

こちら
も
チェック!

物流・建設業界では、新たなルールが始まっています。



新物流効率化法

物流効率化法
理解促進
ポータルサイト



✓ すべての荷主・物流事業者に物流効率化のため
に取り組むべき措置（積載効率の向上・荷待ち・荷役等
時間の短縮）についての努力義務を規定。

令和7年
4月施行

✓ 一定規模以上の荷主・物流事業者について特定
事業者として指定し、物流効率化の取組に関す
る中長期計画の作成、定期報告の義務を規定。

令和8年
4月施行予定

✓ 一定規模以上の特定荷主について、物流統括管
理者の選任の義務を規定。

令和8年
4月施行予定

改正建設業法

改正建設業法
ポイント
解説ページ



✓ 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契
約書記載事項とする義務を規定。

令和6年
12月施行

✓ 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」
に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は誠
実に協議に応じる努力義務（公共工事では義務）を規定。

令和6年
12月施行

✓ 適正な労務費等の確保と行き渡りのため、著しく低
い労務費等による見積りや見積り依頼の禁止を規定。

令和7年
12月までに施行

✓ 受注者にも工期ダンピングの禁止を規定。

令和7年
12月までに施行

▼ 詳しくは各種サイトをご確認ください。 ▼

はたらきかたスズメ

建設業従事者、トラック・バ
ス・タクシードライバーの働
き方改革を進めるために
私たち一人ひとりができる
取り組みを掲載しています。



自動車運転者の 長時間労働改善に向けた ポータルサイト

時間外労働の上限規制
や改善基準告示をはじ
め、トラック事業者の方、
荷主の方双方に向けた
情報を掲載しています。



建設業従事者の 長時間労働改善に向けた ポータルサイト

建設業の概況や発注者
向け・建設事業者向け
情報、各種相談窓口等
に関する情報を発信し
ています。

